

2021年7月吉日

お客さま各位

気仙沼信用金庫
理事長 菅原 務

預金規定改定のお知らせ

気仙沼信用金庫では、別途ご案内いたしました未利用口座管理手数料の新設にあたり、預金規定を改定いたします。

本規定は改定後の2021年10月1日以降新規に普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座を作成したお客さまから適用となります。

記

1. 改定内容

以下の条項を新設いたします。

総合口座取引規定・普通預金規定・貯蓄預金規定（抜粋）

未利用口座および未利用口座管理手数料

(1) 未利用口座の範囲

最後に預入または払戻等による口座残高の異動(利息入金・未利用口座管理手数料の引き落としを除く)から2年以上一度も預入または払戻がない口座を未利用口座として取り扱います。

(2) 未利用口座管理手数料

① 本手数料は、前項の未利用口座が対象となります。

② 未利用口座となった場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送致します。未利用口座となってから3カ月間ご利用(お預入れ、払戻し)がなく、且つ預金残高が10,000円に満たないときは、当金庫所定の未利用口座管理手数料(以下、「管理手数料」という。)をいただきます。この場合は、この預金口座から払戻請求書等によることなく、管理手数料の引落としができるものとします。また、お支払いいただいた管理手数料はご返却いたしません。

③ 未利用口座の残高が管理手数料以下の時は、当該口座残高全額を管理手数料に充当のうえ、当金庫は預金者に通知することなくこの預金口座を解約できるものとします。

④ 解約された預金口座の再利用はできません。

(3) (1) から (2) の規定は、2021年10月1日以降に開設された預金口座に適用されるものとします。

以上



気仙沼信用金庫